

申込期限は
令和6年6月30日(日)まで

令和6年度 ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策 経営支援資金のご案内（令和6年4月1日現在）

名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課

この資金は、市内中小企業者の方の経営を支援するため、ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金(※1)等からの借り換えや新規融資を受けることもできる融資制度です。

100%保証の融資は100%保証で借り換えるなど借換えの特例措置が受けられます。

※1 新型コロナウイルス対策として実施した、実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）

1 制度の概要

対象者	名古屋市内で事業を営んでいる会社・個人・医療法人・協同組合等（名古屋市信用保証協会を利用できる中小企業者の方に限ります。）で、以下①～③のいずれかに該当し、かつ「経営行動計画書」(※2)を作成した方 ①セーフティネット保証4号の認定を受けていること ②セーフティネット保証5号の認定を受けていること ③次のいずれかに該当していること ・最近1か月間の売上高が前年同月のものと比較して5%以上減少していること ・最近1か月間の売上高総利益率又は売上高営業利益率が前年同月又は直近決算のものと比較して5%以上減少していること ・直近決算の売上高総利益率又は売上高営業利益率が直近決算前期のものと比較して5%以上減少していること
-----	---

※2 「経営行動計画書」とは、申込金融機関との対話を通して、現状認識及び今後のアクションプラン等を定めた計画のことを指します。

2 融資条件

融資限度額	1億円
資金用途	設備資金・運転資金（既往借入金の借換え資金を含む）
融資期間	3年以内 年 1.1%
融資利率	3年超～10年以内 年 1.2%
据置期間	5年以内
保証料率	・上記①②の場合、0.2% ・上記③の場合、0.2%～1.15%（財務区分による）
担保	名古屋市信用保証協会所定
連帯保証人	必要に応じて要する。ただし、原則として法人代表者以外の連帯保証を要しない。なお、一定要件（法人・個人分離、資産超過）を満たし、経営者保証免除を希望し適用される場合は法人代表者も不要。

3 融資の取扱期間（申込期限）

令和6年4月1日（月）から令和6年6月30日（日）まで

4 取扱金融機関（申込受付窓口）

次の取扱金融機関（愛知県内店舗）にお申込みください。

銀行	三菱UFJ・りそな・三井住友・みずほ・北陸・大垣共立・十六・静岡・百五・三十三・関西みらい・名古屋・愛知・中京
信用金庫	愛知・中日・岡崎・瀬戸・碧海・岐阜・西尾・豊田・東春・いちい・蒲郡・知多・東濃
信用組合	愛知商銀
その他	商工組合中央金庫

5 申込に必要な書類

- 信用保証委託申込書
 - 個人情報取扱に関する同意書
 - 印鑑証明書、確定申告書（写し）2期分・決算書（写し）2期分
 - 許認可等を要する事業については、許認可証の写し
 - 設備資金の場合は、計画を証する見積書、契約書等
 - （法人の場合）商業登記にかかる登記事項証明書（商業登記簿謄本）、定款
 - （対象者①・②の場合）セーフティネット保証（4号・5号）の認定書（又はその写し）
 - （対象者③の場合）売上高減少要件確認書、売上高総利益率減少要件確認書、売上高営業利益率減少要件確認書のいずれか
 - （経営者保証の免除を希望する場合）経営者保証免除対応確認書
- ※3 上記の書類以外に、その他必要な書類をお願いすることがあります。

6 その他

- 対象者①は100%保証（責任共有対象外制度）、対象者②・③は80%保証（責任共有対象制度）となります。ただし、100%保証の既往借入金を残高の範囲内で対象者②・③により借り換える場合は100%保証となります。
- 対象者①に該当し、危機関連保証指定期間中（令和2年2月1日から令和3年12月31日まで）に申込かつ融資実行されたセーフティネット保証5号（80%保証）の融資は、既往借入金の残高の範囲内で100%保証で借り換えることができます。
- 対象者①・②の場合に必要な、セーフティネット保証（4号・5号）認定にかかる認定書の有効期限は、認定書の発行の日から30日間です。認定申請の前に、あらかじめ上記4の取扱金融機関へご相談ください。
- 融資の際には信用保証協会と金融機関の金融上の審査があります。

7 お問い合わせ先

- (1) 融資制度全般に関すること
名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課（金融担当）
名古屋市千種区吹上二丁目6番3号（中小企業振興会館6階）
電話 052（735）2100
- (2) 保証制度等に関すること
名古屋市信用保証協会
名古屋市中区栄二丁目12番31号
電話 052（212）3011